

障がい福祉のご案内

令和6年度

●大崎市民生部高齢障がい福祉課 TEL 0229-23-2167

E-mail kourei@city.osaki.miyagi.jp

URL <https://www.city.osaki.miyagi.jp/>



市ウェブサイト
二次元コード

●松山総合支所市民福祉課 TEL 0229-55-2114 E-mail m-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

●三本木総合支所市民福祉課 TEL 0229-52-2114 E-mail s-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

●鹿島台総合支所市民福祉課 TEL 0229-56-7114 E-mail k-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

●岩出山総合支所市民福祉課 TEL 0229-72-1212 E-mail i-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

●鳴子総合支所市民福祉課 TEL 0229-82-3131 E-mail n-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

●田尻総合支所市民福祉課 TEL 0229-38-1155 E-mail t-shifuku@city.osaki.miyagi.jp

障がい福祉制度の概要

○の記号は、その障がい程度によりおおむね対象となる場合を示します。

障がい別・等級 制度		頁	視覚障がい						聴覚・平衡機能障がい						音声・言語機能障がい		肢体不自由					
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	
年金・手当	障害年金	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	特別障害者・障害児福祉手当	2	△						△								△					
	特別児童扶養手当	3	○	○	○				○	○					○	△	○	○	○	△		
	心身障害者扶養共済制度	4	○	○	○				○	○	△				○	○	○	○	○	△		
医療費等の助成	心身障害者医療費助成制度	5	○	○					○								○	○				
	自立支援医療費（更生・育成医療）	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自立支援医療費（精神通院）	6																				
	補装具の交付・修理	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	酸素濃縮器利用助成	8																				
	後期高齢者医療制度	8	○	○	○				○	○					○	○	○	○	○	△		
日常生活の支援	日常生活用具の給付	9	○	○					○	○					○		○	○	△	△	△	
	日常生活用具給付事業住宅改修費	10															○	○	○			
	意思疎通支援事業	11							○	○	○	○	○	○	○	○						
	自動車運転免許取得助成事業	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	身体障害者自動車改造助成事業	12															○	○	○			
	成年後見制度利用支援事業	12																				
	移動支援事業、日中一時支援事業	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	訪問入浴サービス事業	13	○	○					○								○	○				
障害者地域活動支援センター	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
税の減免等	所得税・住民税・相続税控除	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	贈与税の非課税・事業税の課税対象除外	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	利子等の非課税	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	NHK受信料の減免	17	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	自動車税等の減免	本人運転	17	○	○	○	○			○	○				○		○	○	△	△	△	
		家族運転	17	○	○	○	○			○	○				○		○	○	△			
割引・助成等	JR・民営バス等運賃割引	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地下鉄・航空運賃割引	22	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△	△	
	タクシー・ハイヤー料金割引	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金割引・本人運転	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉タクシー利用助成事業	24	△	△					△								△	△				
	心身障害者自動車等燃料費助成事業	24	△	△					△								△	△	△			
	重度障害者福祉有償運送助成事業	25															△	△				
	障害者介護用品助成事業	25															△	△				
	施設入場料の減免	26	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	
	携帯電話料金の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	ヘルプカード、ヘルプマーク	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	生活福祉資金の貸付制度	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	郵便料金、番号案内サービス等	28	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○				
	電話リレーサービス	29							△	△	△	△	△	○	○							
	NET119、FAX119、110番アプリ	29							○	○	○	○	○	○	○							
	駐車禁止除外	30	○	○	○	△			○	○	△						△	△	△	△	△	
	宮城県ゆずりあい駐車場	30	○	○	○	○			○	○	△	△					○	○	△	△	△	
	避難行動要支援者名簿への登録	31	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	
	相談窓口	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市の広報紙（テープ版・点字版）	34	○	○	○	○	○	○														
	大崎市図書館の障がい者向けサービス	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				

障害福祉サービスについては「別冊版」をご覧ください。

△の記号は、その障がい程度の一部の人のみ対象となる場合を示しています。

内部障がい				知的障がい		精神障がい			問合せ 先窓口	摘要
1	2	3	4	A	B	1	2	3		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	保険年金課	年金受給資格 20 歳以上、初診日が 20 歳前の場合は所得制限有
				△		△			高齢障がい福祉課	所得制限有
△	△	△		○	△				子育て支援課	20 歳未満対象、所得制限有
○	○	○		○	○	△	△	△	高齢障がい福祉課	65 歳未満の保護者が加入可
○	○	○		○		○			高齢障がい福祉課	所得制限有
○	○	○	○						高齢障がい福祉課	更生医療は 18 歳以上、育成医療は 18 歳未満対象、判定依頼必要
						○	○	○	高齢障がい福祉課	判定依頼必要、所得制限有
○	○	○							高齢障がい福祉課	判定依頼必要、所得により自己負担有
○	○	○							高齢障がい福祉課	呼吸機能障害 1～3 級以上対象、電気料金の一部助成
○	○	○		○		○	○		保険年金課	詳しい内容は保険年金課に確認
○	○	○	○	○					高齢障がい福祉課	所得により自己負担有
									高齢障がい福祉課	所得により自己負担有
									高齢障がい福祉課	市内に居住していること
○	○	○	○	○	○				高齢障がい福祉課	免許取得により就労等が見込まれる人
									高齢障がい福祉課	上肢・下肢・体幹機能障害該当者、所得制限有
				○	○	○	○	○	高齢障がい福祉課	自己判断能力が不十分な人が対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	高齢障がい福祉課	所得により自己負担有
									高齢障がい福祉課	訪問入浴によらなければ入浴が困難な人で、医師が入浴可能と認めた人
○	○	○	○	○	○	○	○	○	高齢障がい福祉課	市内に住所を有していること
○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 及び精神障害者
○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署・県税事務所	保健福祉手帳 1 級は特別障害者控除対象
○	○	○	○	○	○	○	○	○	金融機関	郵便局・銀行等の窓口で手帳を提示
△	△	△	△	△	△	△	△	△	高齢障がい福祉課	本人が契約者で世帯主若しくは世帯全員が非課税
○	○	○		○		○			高齢障がい福祉課、陸運局、	上肢は 1・2 級、体幹は 1・2・3・5 級
○	○	○		○		○			県税事務所、市税務課	上肢は 1・2 級、下肢・体幹は 1・2・3 級
○	○	○	○	○	○	△	△	△	J R ・バス会社	手帳を提示して割引を受ける。5 0 %割引
○	○	○	○	○	○	△	△	△	航空会社	1 種以外は証明必要。2 5 %割引
○	○	○	○	○	○				タクシー会社	乗車の際に手帳を提示。運賃の 1 割引き
○	○	○	○	△					高齢障がい福祉課	介護者運転の場合は第 1 種及び療育手帳 A
△	△	△		△		△	△		高齢障がい福祉課	助成券（月 6 0 0 円×4 枚）を交付。所得制限有
△	△	△		△		△	△		高齢障がい福祉課	助成券（月 5 0 0 円×4 枚）を交付。所得制限有
									高齢障がい福祉課	助成券（2 枚）を交付
				△					高齢障がい福祉課	40 歳以上で下肢又は体幹の 1・2 級、療育手帳 A で常時失禁状態の人
○	○	△	△	○	○	○	○	△	各施設	手帳を提示して割引を受ける
○	○	○	○	○	○	○	○	○	各携帯電話会社	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	高齢障がい福祉課	高齢障がい福祉課、各総合支所市民福祉課窓口にて配布
○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉協議会	詳しい内容は社会福祉協議会に問い合わせ
○	○			○	△	△	△	△	郵便局、N T T	点字及び録音郵便・青い鳥郵便葉書・番号案内サービス
									日本財団電話リレーサービス	詳しい内容は日本財団電話リレーサービスに問い合わせ
									消防本部、県警本部	音声による 119 番、110 番通報に不安がある人が対象
○	○	○		○		○			警察署	障がい種別等級により意見書が必要
○	○	○	○	○		○			県社会福祉課	利用証の交付申請は県社会福祉課、県各保健福祉事務所
△	△	△	△	○	△	△	△	△	高齢障がい福祉課	同意により、地域の避難行動支援者に事前に情報提供
○	○	○	○	○	○	○	○	○	高齢障がい福祉課・関係機関	
									社会福祉協議会・秘書広報課	C D 版・点字版を無料で送付
○	○	○							図書館	詳しい内容は図書館に問い合わせ

I 年金・手当など

1 障害年金

◆ 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったときや、20歳前に初診日があるとき、又は60歳以上で国民年金資格喪失後、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない65歳未満の人が、概ね次の要件に該当するときに支給されます。

※身体障害者手帳の等級と国民年金の障害等級は同一ではありません。

(1) 受給要件

- ☆ 初診日（その病気やけがで初めて医師等の診察を受けた日）に国民年金に加入していること。
- ☆ 初診日から1年6か月を経過したとき（その前に症状が固定したとき）に、障がいの程度が国民年金の障害等級1級・2級の状態にあること。
- ☆ 初診日の属する月の前々月までに3分の2以上保険料を納めていること（保険料免除・納付猶予期間も含む）、又は直近の1年間に保険料の未納がないこと。

(2) 年金額（令和6年度）

- ☆ 障害基礎年金は、その程度によって、1級と2級とに分かれます。（支給は偶数月）
 - 1級（日常生活で人の手助けが必要な重い状態） 年額1,020,000円
 - 2級（必ずしも人の手助けの必要はないが日常生活が困難な状態） 年額816,000円

(3) 手続きに必要なもの

- ① 障害基礎年金請求書、病歴就労状況等申立書（市民課年金担当窓口備付け）
- ② 受診状況等証明書（転院しているとき初診日を確認するため。市民課年金担当窓口備付け）
- ③ 所定の医師の診断書（市民課年金担当窓口備付け）
- ④ 年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ⑤ 障害者手帳をお持ちの人はその手帳
- ⑥ マイナンバーが確認できる書類
- ⑦ 預金通帳又は貯金通帳（請求者名義のもの）

※ 個々の状況により他に必要なものがありますので、お問い合わせ下さい。

※ 20歳前に初診日がある障害基礎年金及び障害福祉年金から移行した障害基礎年金は、本人に一定額以上の所得がある場合は、一定期間、年金の支給が停止されます。

※ 障がいの程度が軽く年金を受けられなかったが、その後障がいが悪化したという場合には、その時点から障害基礎年金が請求できます。また、2級の障害基礎年金を受給している人に、新たに別の障がいが発生した場合には、以前からの障がいと併せて再度、障害基礎年金の請求ができます。

★ お問い合わせ 大崎市民生部保険年金課 ☎23-6051 各総合支所市民福祉課

◆ 障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日があり、障害年金に該当する状態になった場合は、障害厚生年金又は障害手当金が受給できます。詳しくは年金事務所にお問い合わせ下さい。

★ お問い合わせ 古川年金事務所 ☎ 23-1200

◆ 障害共済年金

公務員が平成27年10月1日より前に障害年金に該当する状態になった場合は、障害共済年金が受給できます。詳しくは所属官公署の共済組合にお問い合わせ下さい。

2 特別障害者手当・障害児福祉手当

◆ 特別障害者手当

在宅の20歳以上の人で、身体又は精神の著しく重度の障がい（重度の障がいが重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人に対して支給されます。



ただし、福祉施設に入所している人や病院に入院している人、本人又は扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。

（１）支給額（令和6年度）

月額28,840円 （支給月 5月, 8月, 11月, 2月）

（２）手続きに必要なもの

- ① 認定請求書（窓口備付け）
- ② 医師の診断書（用紙は窓口備付け）
- ③ 所得状況届
- ④ 年金恩給証書又は年金恩給振込用通帳（年金額のわかるもの）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 課税調査同意書
- ⑦ 振込口座の通帳
- ⑧ 本人、配偶者及び扶養義務者の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

◆ 障害児福祉手当

在宅の20歳未満の人で、身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人に対して支給されます。

ただし、福祉施設に入所している場合や扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合、障がいを理由とする年金を受けている場合は支給されません。

(1) 支給額（令和6年度）

月額15,690円（支給月 5月, 8月, 11月, 2月）

(2) 手続きに必要なもの

- ① 認定請求書（窓口備付け）
- ② 医師の診断書（用紙は窓口備付け）
- ③ 所得状況届
- ④ 印鑑
- ⑤ 課税調査同意書
- ⑥ 振込口座の通帳（児童名義のもの）
- ⑦ 本人、配偶者及び扶養義務者の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎23-2167 各総合支所市民福祉課



3 特別児童扶養手当

身体又は精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する父又は母、もしくは児童を養育している父母以外の養育者に対して支給されます。

ただし、障がい児自身が公的年金を受給できる場合や肢体不自由児施設や知的障がい者施設などに入所している場合、請求者や扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。

(1) 支給額（令和6年度）

特別児童扶養手当は、その程度によって、1級と2級とに分かれます。

1級 月額55,350円 2級 月額36,860円（支給月 4月, 8月, 11月）

(2) 手続きに必要なもの

- ① 認定請求書（子育て支援課窓口備付け）
- ② 医師の診断書（用紙は子育て支援課窓口備付け）
- ③ 障害者手帳をお持ちの人はその手帳
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 世帯全員の住民票
- ⑥ 現況調書（子育て支援課窓口備付け）
- ⑦ 生計維持等に関する調書（子育て支援課窓口備付け）
- ⑧ 印鑑



- ⑨ 振込先口座申出書（子育て支援課窓口備付け）
- ⑩ 振込口座の通帳
- ⑪ 受給資格者の個人番号カード又は通知カードと写真付きの身分証明書

★ お問い合わせ 大崎市民生部子育て支援課 ☎ 23-6045 各総合支所市民福祉課

4 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者の人が死亡又は重度障がいと認められた時に、障がいのある人に対して年金が支給される制度です。扶養者が加入者となり毎月所定の掛け金を支払います。



(1) 対象者

65歳未満で健康な人のうち、下記の障がいのある人を扶養している保護者の人

- ① 療育手帳A・B，身体障害者手帳1級～3級
- ② 身体又は精神に永続的な障がいのある人で①と同程度の障がいと認められる人

(2) 掛金

※掛金は加入時の保護者の年齢により異なります。

加入時の保護者の年齢	掛金月額	加入時の保護者の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳～55歳未満	18,800円
35歳～40歳未満	11,400円	55歳～60歳未満	20,700円
40歳～45歳未満	14,300円	60歳～65歳未満	23,300円
45歳～50歳未満	17,300円		

(3) 受給額

1口あたり月額2万円（2口まで加入可）

(4) 手続きに必要なもの

- ① 加入等申込書
- ② 障害状況告知書
- ③ 申込書（被保険者）告知書（保護者の健康状態を告知する書類）
- ④ 年金管理者指定届書（障がいのある人が自ら年金を管理することが困難なとき）
- ⑤ 保護者および障がいのある人の住民票
- ⑥ 療育手帳又は身体障害者手帳等

※ 別紙の「重要事項のご説明」（希望者へ配布します）をお読みいただいてから申し込んでください。

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

Ⅱ 医療費等の助成

1 心身障害者医療費助成

(1) 対象者

身体障害者手帳 1 級, 2 級及び内部障害者 3 級, 療育手帳 A, 精神障害者保健福祉手帳 1 級, 特別児童扶養手当 1 級該当児童, ただし, 所得制限があります。



(2) 助成範囲

医療保険が適用された場合の本人の一部負担金相当が助成になります。

ただし, 高額療養費や高額介護合算療養費, 健康保険からの付加給付等が支給されるときは, その額を差し引いた額の助成となります。

(3) 手続きに必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当証書
- ③ 所得課税証明書又は同意書 (転入の場合)
- ④ 預金通帳 (障がい者本人又は保護者名義 (障害者が 20 歳未満の場合) の普通預金通帳)
- ⑤ 本人及び世帯全員の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

2 自立支援医療 (更生医療)

(1) 対象者

満 18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で, 身体上の障がいを軽くしたり, 取り除いたりするための医療で, 宮城県リハビリテーション支援センターの判定によりその医療を必要とする者



(2) 助成範囲

同じ医療保険の加入世帯の所得に応じて一部負担があります。ただし, 被保護世帯は無料です。

(3) 手続きに必要なもの

- ① 更生医療支給認定申請書 (窓口備付け)
- ② 更生医療に関する意見書 (窓口備付け。医療機関で作成)
- ③ 受診者の健康保険証
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 所得課税証明書 (転入の場合)
- ⑥ 特定疾病療養受療証 (該当者のみ)
- ⑦ 本人及び本人と同一の健康保険に加入している人の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

3 自立支援医療（育成医療）

（１）対象者

満１８歳未満の児童で、身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる者



（２）助成範囲

世帯の所得に応じて一部負担あり、ただし、被保護世帯は無料です。

（３）手続きに必要なもの

- ① 育成医療支給認定申請書（窓口備付け）
- ② 育成医療に関する意見書（窓口備付け、医療機関で作成）
- ③ 世帯調書（窓口備付け）
- ④ 児童の健康保険証
- ⑤ 印鑑（装具作成の場合）
- ⑥ 所得課税証明書（転入の場合）
- ⑦ 特定疾病療養受療証（該当者のみ）
- ⑧ 本人、保護者及び本人と同一の健康保険に加入している人の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ ２３－２１６７ 各総合支所市民福祉課

4 自立支援医療（精神通院）

（１）対象者

通院によって精神疾患の治療を受けている場合に、医療費の自己負担額を軽減する制度で、指定自立支援医療機関及び薬局のみの利用となります。指定自立支援医療機関の医師により診断された人。



（２）助成範囲

通院治療にかかった自己負担額が１割になります。また、加入している医療保険世帯の所得に応じて１か月当たりの自己負担上限額が設定されます。ただし、被保護世帯は無料です。

（３）手続きに必要なもの

- ① 自立支援医療支給認定申請書（窓口備付け）
- ② 医師の診断書（窓口備付け）
- ③ 市民税額調査同意書（窓口備付け）又は市民税額を証明する書類
- ④ 障害年金を受給している人は、年金額のわかるもの
- ⑤ 受診者の健康保険証
- ⑥ 所得課税証明書（転入の場合）
- ⑦ 本人及び世帯全員の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ ２３－２１６７ 各総合支所市民福祉課

5 補装具費の交付及び修理

(1) 支給条件等

身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や就労を容易にするために用いられる器具の交付及び修理が行われます。



(2) 助成範囲

所得により負担がありますが、市民税非課税世帯、被保護世帯は無料です。

ただし、所得制限（市民税所得割46万円以上は対象外）があります。

(3) 手続きに必要なもの

- ① 補装具費支給申請書（窓口備付け）
- ② 視覚、聴覚、言語障がい者は医師意見書
- ③ 身体障害者手帳
- ④ 本人の個人番号カード又は通知カード

※補装具の種類によっては、医師の意見書や宮城県リハビリテーション支援センターの面接判定が必要になりますので、事前にご相談ください。

(4) 補装具の交付及び修理種目

障害種別	対象品目
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ） など
聴覚障がい	補聴器 など
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、電動車イス、車イス、座位保持イス、起立保持具、歩行補助つえ（松葉つえ等）、歩行器 など
心臓機能障害 呼吸器機能障害	電動車いす（ただし、歩行による移動に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であり、医学的所見から適応が可能な人）

※身体障害者手帳に記載されている障害種別により、対象品目が決まります。介護保険制度に該当する補装具がある場合、介護保険制度での給付が優先されます。

※上記障がい以外にも身体状況により該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

6 酸素濃縮器利用助成事業

(1) 支給条件

大崎市に居住する呼吸器機能障がい身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの人で、医師の指示により在宅酸素療法を必要とし、酸素濃縮器を使用している人に電気料金の一部を助成します。



(2) 手続きに必要なもの

- ① 利用助成申請書（窓口備付け）
- ② 身体障害者手帳
- ③ 酸素濃縮器使用証明書（窓口備付け）
- ④ 預金通帳（障がい者本人又は保護者名義の普通預金通帳）

(3) 助成範囲

助成単価（1 か月当たりの使用単価表）

消費電力 吸入時間	200W 未満	200w以上 250W 未満	250w以上 300W 未満	300w以上 350W 未満	350w以上 400W 未満	400w以上 450W 未満	450w以上 500W 未満	500W 以上
8 時間未満	440	550	660	770	890	990	1, 120	1, 270
8 時間以上 12 時間未満	660	830	990	1, 200	1, 420	1, 650	1, 890	2, 110
12 時間以上 16 時間未満	890	1, 120	1, 420	1, 730	2, 040	2, 340	2, 650	2, 950
16 時間以上 20 時間未満	1, 120	1, 510	1, 890	2, 270	2, 650	3, 030	3, 450	3, 870
20 時間以上 24 時間未満	1, 420	1, 890	2, 340	2, 800	3, 280	3, 780	4, 290	4, 790

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 2 3 - 2 1 6 7 各総合支所市民福祉課

7 後期高齢者医療制度

☆制度の概要

65 歳以上 75 歳未満の人で、身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部（※）、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級、障害年金受給者（年金証書 1・2 級）をお持ちの人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。



後期高齢者医療に加入されると所得により、医療機関窓口での負担割合が区分されます。

申請については、保険料額や負担割合などについてご確認のうえ検討してください。

※身体障害者手帳 4 級のうち、音声機能障害、言語機能障害、下肢障害 1 号・3 号・4 号の人が対象

※精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた人及び上記の等級でなくなった人は、後期高齢者医療制度の対象外となります。

★お問い合わせ

申請に関すること 大崎市民生部保険年金課 ☎ 2 3 - 6 0 5 1 各総合支所市民福祉課
保険料に関すること 大崎市総務部税務課 ☎ 2 3 - 5 1 4 7 各総合支所市民福祉課

Ⅲ 日常生活の支援

1 日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）・難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。市民税非課税世帯、被保護世帯等は、基準額を超えない場合、負担はありません。



（１）利用対象者

在宅の障がい者（児）、難病患者で障害者手帳等を交付された人。ただし、介護保険の認定を受け、希望種目が介護保険で給付が受けられる場合は、介護保険が優先となります。

（２）手続きに必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書（窓口備付け）
- ② 用具の見積書及びカタログ
- ③ 障害者手帳等
- ④ 意見書（窓口備付け）
- ⑤ 個人番号カード又は通知カード

障害種別	対象種目
視覚障がい	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、視覚障害者用体温計（音声用）、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、情報・通信支援用具、点字図書、点字器、視覚障害者用地デジ対応ラジオ
聴覚障がい者	聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、聴覚障害者用屋内信号装置、人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）
言語障がい者	携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭、人工鼻
下肢、体幹障がい	便器、特殊マット、特殊尿器、訓練いす（児のみ）、訓練用ベット（児のみ）、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、居宅生活動作補助用具、入浴担架、特殊寝台、体位変換器、エアーマット、歩行補助つえ（一本杖のみ）、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具
上肢障がい	特殊便器
腎臓障がい	透析液加温器
呼吸器機能障がい	ネブライザー、電気式たん吸引器
ぼうこう機能又は直腸機能障がい	ストマ用装具
その他	火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、紙おむつ、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、収尿器

☆ なお、特定疾患（小児慢性も含む）患者又は遷延性意識障がい者で、県の認定を受けている人、介護保険法・老人福祉法及び身体障害者福祉法等の施策の対象とならない人で要件に該当する人に対しても、日常生活用具を給付します。

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

2 日常生活用具給付事業の住宅改修費

日常生活に著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費を給付することで自立の支援を図ります。



(1) 給付対象者

次のいずれかに該当する人。ただし、介護保険の認定を受けており、介護保険で給付が受けられる場合は、介護保険が優先となります。

- ① 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の身体障害者手帳を有し、障害等級 1 級、2 級、3 級の人（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 1 級、2 級の人）
- ② 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者

(2) 住宅改修費の範囲

- ① 手すりの取り付け
- ② 床段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(3) 給付の限度

原則 1 回で、20 万円を限度に給付しますが、世帯の所得状況に応じて一部負担金があります。

(4) 手続きに必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書（窓口備付け）
- ② 身体障害者手帳
- ③ 改修箇所の写真（日付入り）
- ④ 工事図面
- ⑤ 改修工事見積書
- ⑥ 個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

3 意思疎通支援事業

聴覚、音声機能又は言語機能の障がい者（聴覚障がい者）が、社会生活を円滑に営むことができるよう手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣し、手話又は文字による通訳を行います。



（１）対象者

市内に居住し身体障害者手帳を交付された人のうち聴覚障がい者、音声機能又は言語機能障がいの人

（２）手続きに必要なもの

- ① 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣申請書（FAX、メールも可）
- ② 身体障害者手帳

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 FAX 23-2418
各総合支所市民福祉課

4 障害福祉サービス

別冊の版をご覧ください。

5 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳又は療育手帳所持者であって、免許の取得により社会参加が見込まれる人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用の一部を助成します。



普通自動車運転免許証を取得した日の翌日を起算日として、60日以内に申請書を提出してください。（期限を過ぎると対象となりません。）

（１）対象者

- ① 自動車運転免許証交付日以前に身体障害者手帳又は療育手帳を交付された人
- ② 過去に自動車運転免許の取得に係る助成金の支給を受けたことがない人

（２）助成額

免許取得に直接要した費用額の3分の2以内とし、10万円を限度とします。

（３）手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- ② 取得した普通自動車免許証の写し
- ③ 普通自動車免許の取得に要した費用の明細がわかる書類（領収書など）

（４）普通自動車免許の取得に要した費用に該当するもの

- ① 自動車学校等の入学金
- ② 教習料
- ③ 教習コース使用料
- ④ 技能検定料

⑤ 学科試験受験料

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

6 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障がい者の人が就労等に伴い自動車を取得する際の、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。



業者等に改造発注（発注申込が完了）する前に申請書を提出してください。（改造発注後、改造実施後の申請は該当になりません。）

また、本制度の前回支給決定日から5年経過していない人は助成の対象外となります。

（１）対象者

上肢、下肢又は体幹機能の障害等級（個別等級）１～３級の身体障がい者で、前年所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人

（２）助成額

改造に要した費用額の３分の２以内とし、１０万円を限度とします。

（３）手続きに必要なもの

- ① 自動車改造費助成申請書等（窓口備付け）
- ② 改造に要する経費の見積書
- ③ 改造箇所の図面
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 世帯の課税状況のわかる書類又は税額調査の同意書（窓口備付け）

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

7 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、重度の知的及び精神障がい者の人が、判断能力が不十分であるために自分の意思で契約等を締結することが困難な場合に成年後見人等が本人に代わって、その判断能力を補う制度です。



成年後見制度の利用手続きが困難であると認められる場合は、市長申立てにより成年後見の利用支援を行います。

（１）手続きに必要なもの

家庭裁判所で説明を受けてから、後見開始の申立て様式一式が家庭裁判所から渡されます。

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

8 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児（者）に対して、ホームヘルパーを派遣して外出の支援を行います。課税状況に応じて自己負担額があります。



例：公的行事や冠婚葬祭への出席，生活必需品の買い物，レクリレーション等の余暇活動

(1) 対象者

在宅の障がい児（者）で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された人

(2) 手続きに必要なもの

- ① 移動支援事業利用許可申請書（窓口備付け）
- ② 障害者手帳
- ③ 本人，保護者の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

9 日中一時支援事業

障がい児（者）を介護している人が，一時的に介護できない場合，日中を限度として一時預かりを行います（宿泊は不可）。課税状況に応じて自己負担額があります。また，利用施設により食費等がかかる場合があります。



(1) 対象者

在宅の障がい者で下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を交付された人
- ② ADHD（注意欠陥多動性障害），LD（学習障害）及び高機能自閉症等に該当する人

(2) 手続きに必要なもの

- ① 日中一時支援事業利用許可申請書（窓口備付け）
- ② 障害者手帳
- ③ 本人，保護者の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

10 訪問入浴サービス事業

家庭などで入浴できない重度の障がい児（者）の人に，定期的に訪問して入浴等のサービスを提供します。課税状況に応じて自己負担があります。



(1) 対象者

身体障害者手帳1級，2級（内部障害の人を除く）を交付されている人（介護保険対象者は除く）のうち，訪問入浴によらなければ入浴が困難な人で，医師が入浴可能と認めた人

(2) 手続きに必要なもの

- ① 訪問入浴サービス事業利用許可申請書（窓口備付け）
- ② 主治医の意見書
- ③ 身体障害者手帳
- ④ 本人，保護者の個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

1 1 障害者地域活動支援センター

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進などの支援を行います。

(1) 利用対象者

市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 療育手帳の交付を受けている人
- ③ 精神保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④ 主治医の診断等により障がいや難病があると認められた人

(2) 手続きに必要なもの

- ① 利用承認申請書（窓口備付け）
- ② 上記の手帳若しくは診断書等

(3) 利用時間

月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日を除く） 午前9時から午後4時

(4) 利用者負担

- ① センターの利用料は無料です。
- ② 食費、材料費、交通費、その他事業に関し必要となる費用について、実費負担をお願いする場合があります。各事業所にてご確認ください。

(5) 大崎市内の地域活動支援センター

名称	事業所名	住所	定員
大崎市東部障害者 地域活動支援センター	松山事業所	大崎市松山千石字広田11番地	15人
	鹿島台事業所	大崎市鹿島台平渡字上戸1番地	10人
	田尻事業所	大崎市田尻通木字中崎東10番地1	10人
大崎市西部障害者 地域活動支援センター	岩出山事業所	大崎市岩出山字下川原町100番地8	20人
	鳴子事業所	大崎市鳴子温泉字末沢1番地	15人
大崎市古川障害者 地域活動支援センター	ふれあい広場	大崎市古川北町五丁目1番5号	20人
	あしたの広場		25人
	ひだまり		25人
大崎市三本木障害者 地域活動支援センター	ハーモニーさんぽんぎ 地域活動支援センター	大崎市三本木字善並田115番地1	15人

(6) 生産活動概要

松山事業所	畑作業（野菜販売）、施設周辺の草取り、缶回収、ウェス作業、自主製品の制作と販売、はらから豆腐の注文取りと販売
鹿島台事業所	木工作业（ベンチ、プランター）、手芸園芸作業（畑・花）、リサイクル作業（空き缶新聞紙段ボール鉄くず回収）
田尻事業所	手芸作品（巾着、玄米ダンベル、雑巾、クッション、廃油石鹸、ペン立て、椅子など）、内職（酒瓶のラベル貼り、尿検査の容器封入）、なべつかみ
岩出山事業所	縫製作業・折り紙工芸等
鳴子事業所	七夕飾り、クリスマスツリー、手工芸作り、手すきはがき等
ふれあい広場	プランター作成（電線の空ドラムをリサイクルしたもの）、雑貨作成（廃材や自然の材料を利用した季節折々のもの）、ハウス野菜の生産・販売、資源回収（アルミ缶・段ボール）
あしたの広場	ビスの袋詰めや香典返しの箱詰めの作業
ひだまり	手工芸品の作成（コースターや置物）、廃油石鹸、箱折り・箱付け作業
ハーモニーさんぼんぎ 地域活動支援センター	手工芸品の作成（リース、編物製品、ビーズ細工等）、受託作業（段ボール組立等）が主となる見通し

★ お問い合わせ

松山事業所（松山総合支所市民福祉課）	☎ 55-2114
鹿島台事業所（鹿島台総合支所市民福祉課）	☎ 56-7114
田尻事業所（田尻総合支所市民福祉課）	☎ 38-1155
岩出山事業所（岩出山総合支所市民福祉課）	☎ 72-1212
鳴子事業所（鳴子総合支所市民福祉課）	☎ 82-3131
ふれあい広場（社会福祉法人大崎市社会福祉協議会）	☎ 21-7400
あしたの広場（社会福祉法人大崎市社会福祉協議会）	☎ 25-3171
ひだまり（社会福祉法人大崎市社会福祉協議会）	☎ 24-6770
ハーモニーさんぼんぎ（社会福祉法人大崎誠心会）	☎ 53-1030

IV 税の減免等

1 所得税，住民税の所得控除

本人又は配偶者もしくは扶養控除の対象となる親族（以下、扶養親族等という。）が障がい者である場合、所得税や住民税において、障害者控除が受けられます。

（１）対象要件等

本人又は扶養親族等が身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を交付されている人等。確定申告や年末調整の際に障害者手帳を提示すること。

★ お問い合わせ 古川税務署 ☎ 22-1711 大崎市総務部税務課 ☎ 23-2148

2 相続税の税額控除

相続人が85歳未満の障がい者であるときは、相続税の額から一定の金額が差し引かれます。

（１）対象要件等

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳が交付されている人

★ お問い合わせ 古川税務署 ☎ 22-1711

3 贈与税の非課税

特定障害者の人の生活費に充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者の人を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、一定金額まで贈与税がかかりません。

（１）対象要件等

身体障害者手帳1級又は2級，療育手帳A，精神障害者保健福祉手帳1級の人等

★ お問い合わせ 古川税務署 ☎ 22-1711

4 事業税の課税対象除外

重度の視覚障がい者があん摩，マッサージ又は指圧，はり，きゅう，柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税の課税の対象から除外となります。

（１）対象要件等

重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力が0.06以下の者）

★ お問い合わせ 宮城県北部県税事務所 ☎ 91-0703

5 利子等の非課税

銀行、郵便貯金等の利子についての非課税制度を利用できます。（限度額・有）

（１）対象要件等

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

★ お問い合わせ 古川郵便局 ☎ 22-0577 各金融機関、証券会社の営業所等

6 NHK放送受信料の減免

（１）対象要件等

☆ 全額免除

- ① 身体・療育・精神障害者保健福祉手帳を交付された人のいる世帯員全員が市民
税非課税の世帯

☆ 半額免除

- ① 視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持した人が世帯主で契約者
② 身体障害者手帳 1 級、2 級・療育手帳判定 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの人が
世帯主で契約者

※ 半額免除申請はウェブサイト (<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>) から手続きができます。

詳細はウェブサイトを確認してください。

（２）手続きに必要なもの

- ① 放送受信料免除申請書（窓口備付け）
② 印鑑（認印）
③ 障害者手帳

※ 高齢障がい福祉課・各総合支所市民福祉課で放送受信料全額（半額）免除申請書に証明を受け、NHKに提出してください。

★ お問い合わせ NHK仙台放送局 ☎ 022-211-1001

7 自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

次の要件を満たしている場合、申請により自動車税（種別割）や自動車税（環境性能割）等の減免を受けることができます。障がい者 1 人につき自家用車 1 台が対象となります。

（１）該当要件

- ① 障がい者本人が所有（取得）し、専ら障がい者本人が運転する自動車
② 障がい者本人が所有（取得）し、専ら障がい者の生業、通学、通所、通院のために当該障がい者と生計を一にする家族が運転する自動車（家族運転の場合は、福祉事務所長の証明が必要）

※ 知的障がい者、精神障がい者及び 18 歳未満の障がい児の場合は、生計を一にする家族

が所有（取得）する自動車を家族が運転する場合も該当します。

- ③ 障がい者のみで構成される世帯で、障がい者本人が所有（取得）し、専ら障がい者の通学、通所、通院又は生業のために障がい者を常時介護する者が運転する自動車

（２）対象となる障がい

１９ページ別表のとおり

（３）減免額の上限額

☆ 自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割） 課税標準額 ２５０万円 × 税率 ※

※ 燃費性能等により、税率は異なります。

※ 課税標準額が ２５０万円以下の場合は、全額免除になります。

☆ 自動車税（種別割） 年額 ４３，５００円（令和元年 ９月 ３０日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合は、４５，０００円）

※ グリーン化税制の適用を受ける自動車については、減免額の上限が異なります。

（４）自動車税（種別割）の減免申請期間

新たに自動車を取得した場合を除いて、４月 １日から納期限まで。年度途中で減免の対象に該当となった場合や申請期間を過ぎている場合は、申請日の翌月から月割で減免となります。

（５）手続きに必要なもの

- ① 障害者手帳
 - ② 運転する人の運転免許証
 - ③ 自動車検査証または自動車検査証記録事項
 - ④ 自動車税（環境性能割・種別割）申請書（報告書）（控え）又は軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）（控え）
 - ⑤ 家族運転の場合は、生計同一証明書（身体・知的障がい者は大崎市で発行。精神障がい者は県大崎保健所での発行となります。証明書発行の申請の際も①～④までご持参ください。）
- ※ １８歳未満の身体障がい者及び療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 １級の方は、生計を一にする家族が所有する自動車の自動車検査証で可。

★ お問い合わせ

- ◆ 自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免の申請先
・・・宮城県北部県税事務所 ☎ ９１－０７０５
- ◆ 身体・知的障がい者家族運転の場合の証明書発行
・・・大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ ２３－２１６７ 各総合支所市民福祉課
- ◆ 精神障がい者家族運転の証明書発行・・・宮城県北部保健福祉事務所 ☎ ９１－０７０１

8 軽自動車税（種別割）の減免

該当要件及び対象となる障がい者は、自動車税（種別割）と同様です。減免手続きは、自動車税（種別割）と同様の書類を用意して税務課又は各総合支所市民福祉課で手続きしてください。



（１）対象となる障がい

１９ページ別表のとおり

（２）軽自動車税（種別割）の減免申請期間

「広報おおさき」でお知らせします。※年度途中からの月割での減免はありませんので、ご注意ください。

（３）手続きに必要なもの

上記、「７ 自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）等の減免」に同じ

★ お問い合わせ 大崎市総務部税務課 ２３－２１４８ 各総合支所市民福祉課

【別表】 減免対象者の障がい者の範囲

1 身体障害者手帳をお持ちの人は、次表にそれぞれ該当する人が対象となります。

◎ 身体障がい者本人又は生計を一にする人が運転する場合

○ 身体障がい者本人が運転する場合

2 療育手帳の交付を受けている人は「重度」又は「A」と記載されている人

3 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

区 分 \ 級 別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 が い		◎	◎	◎	◎		
聴 覚 障 が い			◎	◎			
平 衡 機 能 障 が い				◎			
音 声 ・ 言 語 機 能 障 が い				◎			
上 肢 不 自 由		◎	◎				
下 肢 不 自 由		◎	◎	◎	○	○	○
体 幹 不 自 由		◎	◎	◎		○	
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	◎	◎※1				
	移動機能	◎	◎	◎※2	○	○	○
心 臓 機 能 障 が い		◎		◎			
じん臓機能障がい		◎		◎			
呼吸器機能障がい		◎		◎			
ぼうこう・直腸機能障がい		◎		◎			
小腸機能障がい		◎		◎			
免疫機能障がい		◎	◎	◎			
肝臓機能障がい		◎	◎	◎			

※1・・・一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

※2・・・生計を一にする家族が運転する場合で、一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

V 割引・助成等

1 JR 運賃の割引

鉄道を利用する際に乗車券販売窓口等に障害者手帳を提示することで割引が受けられます。

(1) 対象者及び割引対象乗車券種別

種別	乗車形態	割引対象者	年齢	割引対象乗車券種別			
				普通乗車券	急行券	回数券	定期券
第1種	本人が単独で 101 km以上利用する場合	本人	制限なし	○	×	×	×
	本人が介護者付き添いで利用する場合	本人及び介護者	12 歳以上	○	○	○	○
		本人	12 歳未満	○	○	○	×
		介護者		○	○	○	○
第2種	本人が単独で 101 km以上利用する場合	本人	制限なし	○	×	×	×
	本人が介護者付き添いで利用する場合	介護者	12 歳未満	×	×	×	○

※ 「第1種」か「第2種」の種別は、身体障害者手帳及び療育手帳の「鉄道旅客運賃減額」の欄に記載されています。

(2) 割引率 5 割

※JR 以外の公営、民営の鉄道においても割引を行っているところがありますので、各交通機関でご確認の上ご利用下さい。

★ お問い合わせ JR東日本お問合せセンター ☎050-2016-1600

2 民営バス運賃の割引

乗務員に障害者手帳を提示することで割引を受けられます。

(1) 対象者

障がい者の区分	割引対象者	高速バス	路線バス
第1種身体障害者、第1種知的障害者	本人・介護者	割引	割引
第2種身体障害者、第2種知的障害者	本人のみ	割引	割引
精神障害者保健福祉手帳所持者（定期乗車券は割引の対象外です。）	本人のみ	対象外	割引

(2) 割引率

5 割（ただし、定期乗車券は3 割）

★ お問い合わせ JRバス東北 仙台支店 ☎022-256-4512

ミヤコーバス 古川営業所 ☎22-1781

3 地下鉄の運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人と介護者、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は運賃が5割引になります。割引を受ける方法は、仙台市交通局案内センターにお問い合わせ下さい。

★ お問い合わせ 仙台市交通局案内センター ☎022-222-2256

4 航空運賃割引

航空機を利用する際に障害者手帳を提示することで割引が受けられます。

(1) 対象者

障がい者の区分	割引対象者
満12歳以上の第1種身体障害者、又は療育手帳に「航空割引：本人、介護者」と記載されている人	本人 同行する介護者1名まで
満12歳以上の第2種身体障害者、又は療育手帳に「航空割引：本人」と記載されている人	本人のみ

※一部の航空会社において、対象者を拡大（精神障がい含む。）しております。

詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

(2) 割引率

普通大人の片道運賃25%相当額（航空会社によって若干異なります）

★ お問い合わせ 各航空会社、旅行代理店

5 タクシー・ハイヤー料金割引

障害者手帳を所持している人が県内のタクシー等を利用した時に、手帳を提示することにより利用料金の割引が受けられます。

(1) 対象者

身体障害者手帳所持者（1～6級）、療育手帳所持者

(2) 割引率

運賃の1割

★ お問い合わせ 宮城県タクシー協会大崎支部（古川観光タクシー） ☎22-1125

6 有料道路の通行料金割引

身体障がい者が自ら運転する場合や、重度の障がいがある人が乗車し介護者が運転する自動車等有料道路を利用する場合に、利用料金の割引が受けられます。ただし、事前に申請し、障害者手帳へ証明を受ける必要があります。



(1) 対象要件

- ① 身体障がい者が運転する乗用自動車等（軽貨物は不可）で、本人又は本人の親族等が所有する場合
- ② 第1種身体障害者又は第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車等で、本人又は生計を一にする者が所有する場合
- ③ 障がい者が自動車を所有していない場合にあっては、第1種障害者を継続して日常的に介護している者が所有する場合

※ ETCの登録は障害者1人につき1台のみの登録となります。

※ 自動車を所有していない人でも割引の適用がうけられるため申請が必要です。

※ 親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）などでも、一般レーンまたは混在レーン、サポートレーンの料金所で手帳提示をすれば割引が適用されます。（令和5年3月27日から）

しかし営業用の車は該当になりません。

(2) 割引範囲

通常料金の半額（ただし、10円未満切上げ）

(3) 割引の受け方

料金を支払う際に、証明を受けた障害者手帳を提示してください。

ETCを利用する場合は、システム上でデータを確認し割引処理が行われます。

(4) 手続きに必要なもの

- ① 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書（窓口備付け）
- ② 障害者手帳
- ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ④ 自動車検査証または自動車検査証記録事項

※ ETC利用の場合は

- ⑤ ETCカード（障がい者本人名義）
- ⑥ 車載器の申請書・セットアップ証明書等

(5) 申請方法

- ① 大崎市民生部高齢障がい福祉課または各総合支所市民福祉課の窓口での申請
- ② オンライン申請（ETC利用申請をする場合）

URL <https://www.expressway-discount.jp>

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

7 福祉タクシー利用助成事業

世帯全員が市県民税非課税で、重度の障がいがある人にタクシー券を交付します。



(1) 対象者

大崎市に居住し、身体障害者手帳 1 級・2 級及び内部障害 3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの人

ただし、次の人は対象になりません。

- ☆ 前年の市県民税が課税されている世帯
- ☆ 社会福祉施設に入所している人
- ☆ 3 か月以上長期で入院している人
- ☆ ①心身障害者自動車等燃料費、②重度障害者福祉有償運送、③高齢者タクシー、④高齢者福祉有償運送、⑤グループタクシー のいずれかの利用助成を受けている人

(2) 助成範囲

助成券（600円券）を1か月に4枚の割合で交付

(3) 手続きに必要なもの

- ① 福祉タクシー利用助成券交付申請書（窓口備付け）
- ② 障害者手帳
- ③ 個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎23-2167 各総合支所市民福祉課

8 心身障害者自動車等燃料費助成事業

世帯全員が市県民税非課税で、重度の障がいがある人に燃料費助成券を交付します。



(1) 対象者

大崎市に居住し、

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級・内部障害 3 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の人で自動車を所有し運転している人、又は障がい者所有の自動車を障がい者のために運転する同居者がいる人
- ② 身体障害者手帳下肢障害 3 級の人で自動車を所有し運転している人
- ③ 療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の人、又は 18 歳未満で身体障害者手帳 1 級・2 級・内部障害 3 級の人のうち障がい者のために運転する同居者がいる人

ただし、次の人は対象になりません。

- ☆ 前年の市県民税が課税されている世帯
- ☆ 社会福祉施設に入所している人
- ☆ 3 か月以上長期で入院している人

- ☆ ①福祉タクシー、②重度障害者福祉有償運送、③高齢者タクシー、④高齢者福祉有償運送、⑤グループタクシー のいずれかの利用助成を受けている人

(2) 助成範囲

助成券（５００円券）を１か月に４枚の割合で交付

(3) 手続きに必要なもの

- ① 自動車等燃料費助成券交付申請書（窓口備付け）
- ② 障害者手帳
- ③ 運転免許証
- ④ 車検証（写しでも可）
- ⑤ 個人番号カード又は通知カード

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ ２３－２１６７ 各総合支所市民福祉課

9 重度障害者福祉有償運送助成事業

車いす又はストレッチャーを使用しなければ外出することのできない在宅の重度障がい者が通院等を目的として福祉有償運送を利用する場合の費用の一部を助成します。



(1) 対象者

大崎市に居住し、原則６５歳未満の身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害１・２級の人

- ※ ①福祉タクシー、②心身障害者自動車等燃料費、③高齢者タクシー、④高齢者福祉有償運送、⑤グループタクシー のいずれかの利用助成を受けている人を除く

(2) 助成範囲

助成券を１月あたり２枚交付

(3) 手続きに必要なもの

- ① 重度障害者福祉有償運送利用助成券交付申請書（窓口備付け）
- ② 身体障害者手帳

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ ２３－２１６７ 各総合支所市民福祉課

10 障害者家族介護者等介護用品助成事業

常時失禁状態にある４０歳以上の在宅の重度身体障がい者を介護している家族に対し介護用品の購入に要する代金の一部を助成券の交付により助成します。



(1) 対象者

身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害１級・２級の人、療育手帳Ａの人

- ※ 生活保護法の規定に基づく被保護者、介護認定を受けている６０歳以上の人、障がい者の日常生活用具の給付にて紙おむつ等の給付を受けている人は該当になりません。

(2) 助成金額

月額 1,500円

(3) 対象用品

紙おむつ, 尿取りパット, 使い捨て手袋, ドライシャンプー, 清拭剤

(4) 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳または療育手帳

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎23-2167 各総合支所市民福祉課

1.1 施設入場料の減免

障がいのある人が下記施設等を利用した場合、障がいの程度に応じて入場料の減免が受けられます。詳細につきましては、事前に各施設へお問い合わせ下さい。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
古川総合体育館	24-0511	オニコウベリフレッシュセンター	86-2206
古川市民プール	24-5000	田尻総合体育館	39-3001
松山体育館	55-2215	市民ギャラリー緒絶の館	21-1466
松山B&G海洋センター	55-2800	吉野作造記念館	23-7100
三本木総合体育館	52-6171	松山ふるさと歴史館	55-2215
鹿島台瑞・華・翠交流施設	56-6311	松山酒ミュージアム	55-2700
岩出山体育センター	72-1210	感覚ミュージアム	72-5588
鳴子スポーツセンター	83-2887	旧有備館及び庭園	72-1344

1.2 携帯電話料金の割引

障害者手帳の交付を受けている本人が契約者となる場合、携帯電話料金の割引が受けられます。割引の内容や手続方法等は各社ごとに異なりますので、それぞれお問合せください。



docomo



au



Softbank

VI その他

1 ヘルプカード、ヘルプマーク

(1) ヘルプカードとは

ヘルプカードは、障がいがある人など、周囲の人の支援を必要としている人が、災害時や緊急時、あるいは日常生活で支援が必要な際に、必要な支援を求めるためのカードです。あらかじめ、障がいの状況や必要な支援内容をヘルプカードに記入しておき、バックや財布、カードホルダーなどで携帯し、支援を求める際に提示して使用します。



(2) ヘルプマークとは

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病を抱えている人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人などが、周囲の人から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。かばんやバックなどにストラップとして付けて使用します。

☆ 大崎市民生部高齢障がい福祉課、各総合支所市民福祉課等で配布しています。

★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

2 生活福祉資金の貸付制度

大崎市社会福祉協議会にて、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

(1) 対象要件

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人がいる世帯

(2) 資金の種類

☆ 福祉費

- ① 生業を営むために必要な経費
- ② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ④ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ⑤ 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ⑥ 中国残留孤児等にかかる国民年金保険料に追納に必要な経費
- ⑦ 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧ 介護サービス、障害サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

- ⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ⑩ 冠婚葬祭に必要な経費
- ⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費

☆ 緊急小口資金

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

- ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ② 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき
- ③ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ④ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき

★ お問い合わせ 大崎市社会福祉協議会 古川支所 23-7400

松山支所 ☎55-4546 三本木支所 ☎52-2929 鹿島台支所 ☎56-9420

岩出山支所 ☎72-5050 鳴子支所 ☎83-2870 田尻支所 ☎39-1236

3 郵便料金の割引・青い鳥郵便葉書・番号案内サービス

(1) 郵便料金の割引

盲人の人若しくは日本郵便株式会社の指定を受けた施設は、点字郵便物、特定録音物等郵便物（盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物）について、3kg以内の重量のものについては郵送料が無料になります。

利用方法等、詳しくは事前にお問い合わせ下さい。

★ お問い合わせ 日本郵便株式会社 古川郵便局 ☎0570-943-077

(2) 青い鳥郵便葉書の無償配布

重度の身体障がい者（1級・2級）又は重度の知的障がい者（A）で身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人に、通常郵便はがき（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）若しくは通常郵便はがき胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）の中からいずれか一種類を、お一人様につき20枚差し上げます。

- ① 受付期間・申込場所 令和6年4月1日（月）～5月31日（金）・お近くの郵便局

★ お問い合わせ 日本郵便株式会社 古川郵便局 ☎0570-943-077

(3) ふれあい案内（無料番号案内）

電話帳の利用が困難な視覚障がいや身体障害者手帳1級～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）で身体障害者手帳1級・2級、聴覚障がいや身体障害者手帳2級・3級・4級・6級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいや身体障害者手帳3級・4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、番号案内料が無料になります。

登録のお申し込みは、NTT東日本にお問い合わせ下さい。

★ お問い合わせ NTT東日本 ☎0120-104174

(4) NTTFAX104

耳や言葉の不自由な人からの電話番号のお問い合わせをファクスでご案内します。

お客様のお名前・ファクス番号とお問い合わせ先の住所・お名前・業種等を記入してファクスでお問い合わせ下さい。

★ お問い合わせ NTT東日本 FAX0120-000104 ☎0120-104140

4 電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある人ときこえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。



利用登録、利用方法、サービス内容などの詳細については、日本財団電話リレーサービスにお問い合わせください。

★ お問い合わせ 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

☎03-6275-0910 FAX03-6275-0913

カスタマーセンター ☎03-6275-0912

(手話・文字チャットによるお問い合わせは午前9時から午後5時30分)

5 NET119, FAX119, 110番アプリ

(1) NET119, FAX119

NET119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料サービスです。



FAX119は、音声による通話に不安のある人が通報用紙(様式有)に必要な事項を記入し、FAXを送信することで119番通報ができます。(FAX番号 119)

★ お問い合わせ 大崎広域消防本部警防課 ☎22-2541 大崎管内各消防署

(2) 110番アプリ

110番アプリシステムは、聴覚に障害のある者など、音声による110番通報が困難な人が警察に110番通報するためのものです。iPhone利用者はAppStoreから、Android利用者はGooglePlayから「110番アプリ」を検索してダウンロードができます。

※ 利用前に名前、電話番号(携帯番号)、パスワード等の登録が必要です。

<https://mobile110.npa.go.jp>

★ お問い合わせ 宮城県警本部 ☎022-221-7171

6 駐車禁止の対象除外

障がい者の人が使用する車に対し、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外される場合があります。交付の範囲は障がいの種別・等級によって異なります。

※ 下肢不自由５・６級、平衡機能障がい５級及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変機能障がい３・４級等の人については、歩行困難の程度を示す医師の意見書が必要となりますので、ご相談ください。

(１) 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳の写し１枚
- ② 主に運転する人の運転免許証の写し１枚
- ③ 車検証の写し１枚

★ お問い合わせ 古川警察署交通課 ☎ ２２－２３１１

7 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

宮城県がゆずりあい駐車場を利用できる者を明確にし、ゆずりあい駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、ゆずりあい駐車場の適正利用を図る制度です。



(１) 利用証の交付申請方法

① 郵送による申請

交付申請書に必要事項を記入の上、障がい等の状況が確認できる書類の写し（氏名・生年月日・交付要件に該当することが確認できる記述がある部分）と返信用切手１８０円分を同封し、宮城県社会福祉課へ郵送してください。

郵送先：〒980-8570 （住所記載不要） 宮城県保健福祉部社会福祉課

② 持参による申請

宮城県社会福祉課又は県内各保健福祉事務所で手続となります。交付申請書に必要事項を記入の上、障がい等の状況が確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の原本をお持ちください。また、代理人が申請される場合は、代理人の身分証明書が必要になります。

（２）対象者と交付要件

対象者区分				交付要件	
身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳等級	4 級以上
	聴覚障がい				3 級以上
	平衡機能障がい				5 級以上
	肢体不自由	上肢			2 級以上
		下肢			6 級以上
		体幹			5 級以上
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能		2 級以上
			移動機能		6 級以上
	内部障害	心臓機能障がい			4 級以上
		じん臓機能障がい			4 級以上
		呼吸器機能障がい			4 級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障がい			4 級以上
		小腸機能障がい			4 級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			4 級以上
		肝機能障がい			4 級以上
知的障がい者				療育手帳 A	
精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳 1 級	
難病患者				特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
要介護認定を受けた者				要介護状態区分が要介護 1 以上	
妊産婦				妊娠 7 か月から産後 1 年まで ※産後は乳児同乗の場合に限る	
けが人又は病気の者その他移動に配慮が必要と認められる者				医師の診断書等により，移動に配慮が必要であることを確認できる者	

★ お問い合わせ 宮城県社会福祉課地域福祉推進班 ☎ ０２２－２１１－２５１９

８ 避難行動要支援者名簿への登録

避難行動要支援者として、次に掲げる名簿登載の対象となる人は災害等が発生した時に地域の避難支援関係者に情報を提供し、避難支援、安否確認等に活用しますが、あらかじめ同意をいただいた人については、平常時から必要な範囲において情報を提供し、相互に信頼関係を構築することや連携を図ることとしています。



（１）対象者

① 情報伝達手段に何らかの支援が必要な障がい者

身体障害者手帳の所持者で視覚障がい１～２級、聴覚障がい２級の障がい者

② 移動手段に何らかの支援が必要な障がい者

身体障害者手帳の所持者で上肢・下肢機能障がい、体幹機能障がい、移動機能障がいで1～2級の障がい者

③ 判断に何らかの支援が必要な障がい者

療育手帳の所持者でA判定の障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者で申出のあった1級の障がい者

上記の避難行動要支援者については、随時、市において障害者手帳交付状況から把握します。

上記の避難行動要支援者に該当しない人でも、名簿への登載、事前の情報提供を希望される人は、地域の避難行動支援者（民生委員児童委員、行政区長、自主防災会長）へ名簿への登載について申し出てください。（避難行動支援者からの連絡により名簿に登載されます。）

登録した内容に変更が発生した場合には、市に届出してください。

★ お問い合わせ 大崎市民生部社会福祉課 ☎23-6012 各総合支所市民福祉課

9 相談窓口

（1）市役所の障がい者相談窓口

障がい者（児）の相談に応じ、各種福祉サービスの窓口となります。



★ お問い合わせ 大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎23-2167 各総合支所市民福祉課

（2）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された委員です。関係行政機関と協力して障がい者や児童、高齢者、生活に困っている人の相談に応じます。

★ お問い合わせ 大崎市民生部社会福祉課 ☎23-6012 各総合支所市民福祉課

（3）障害者等相談支援事業等

地域で生活されている障がい児（者）又はその家族等のご相談をお受けしています。

相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

★ 大崎地域相談支援センターさてら ☎21-8832

大崎市古川駅前大通一丁目5番18号 ふるさとプラザ1階

受付 月～土曜日（年末年始を除く） 午前9時～午後5時

★ ステップワン ☎87-3467（大崎太陽の村内）

大崎市岩出山下野目字南山179番地1

受付 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時

★ 相談支援事業所ポンテ ☎53-1030（ハーモニーさんぽんぎ内）

大崎市三本木字善並田115番地1

受付 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

★ 障害者就業・生活支援センターRole（ロール） ☎21-7466

大崎市古川旭四丁目3番7号

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障がい者のための職場実習や就労、職場定着に至るまで一貫した支援を行っています。

障がいのある人を雇用する事業主への情報提供や相談も行っています。

受付 月～金曜日（年末年始を除く） 午前9時～午後5時

☆ 大崎市障害者虐待防止センター

障がい者の権利や尊厳が虐待によっておびやかされることを防ぐ目的で、市が委託した通報相談窓口です。障がい者に対する虐待の通報や養護者支援に関する相談に応じます。



- ・ 障がい者本人は、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。
 - ・ 介護疲れや障がいに対する理解不足など、家族の抱える問題解決にもつながります。
- ※早い段階での通報が、未然防止や早期解決にもつながります。

【対象となる障がい者】

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む）・その他心身の障がい等で、日常生活や社会生活に援助が必要な人

【虐待の種類】

- ・ 養護者（家族・親族など）による虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ・ 使用者（雇用主・職員）による虐待

【虐待の例】

- ・ 身体的虐待（殴る・蹴る・平手打ち・戸外に締め出す・部屋に閉じ込めるなど）
- ・ 心理的虐待（侮辱する・怒鳴る・ののしる・差別的な扱い・わざと無視するなど）
- ・ 性的虐待（性的行為の強要・ポルノ雑誌や映像を無理に見せる・裸にするなど）
- ・ 放棄・放任（身の世話をしない・福祉サービスや医療を受けさせないなど）
- ・ 経済的虐待（年金や賃金を渡さない・勝手に預貯金を使う・財産を勝手に処分するなど）

【虐待の通報】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければなりません。通報者の秘密は守られます。

障がい者への虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは

★ 障害者虐待防止センター（大崎地域相談支援センターさてら） ☎ 21-8839

大崎市古川駅前大通一丁目5番18号 ふるさとプラザ1階

大崎市民生部高齢障がい福祉課 ☎ 23-2167 各総合支所市民福祉課

（４）高次脳機能障がいの相談窓口

高次脳機能障がい者、その家族及び支援関係者からの電話等の相談や市又は県保健福祉事務所からの訪問又は来庁による相談に応じます。

他にもピアカウンセラーによる個別の家族相談（年2回）、家族のための勉強会を行って

ます。

- ★ お問い合わせ 県北部保健福祉事務所母子・障害第二班 ☎ 87-8011
(大崎市古川旭四丁目1番1号)

(5) 視覚障がい者情報提供施設

- ☆ 宮城県視覚障害者情報センター

点字・録音図書の製作・貸出をはじめ、社会参加の支援に必要な情報を提供しています。
利用される人は、最初に利用登録が必要となります。(電話登録可)
利用料は、無料です。

- ★ お問い合わせ ☎ 022-234-4047 (仙台市青葉区上杉六丁目5番1号)

(6) 聴覚障がい者情報提供施設

- ☆ 宮城県聴覚障害者情報センター(愛称:みみサボみやぎ)

聴覚障がいに関するさまざまな情報提供、啓発や交流・社会参加の中核的拠点として聴覚障がい者と地域とのつながりづくり、聴覚障がいに関する総合的・専門的な相談事業、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣を行う他、災害時における支援活動の拠点としての機能があります。

- ★ お問い合わせ ☎ 022-393-5501 FAX 022-393-5502
(仙台市青葉区上杉三丁目3番1号 みやぎハートフルセンター1階)

(7) 自動車事故被害者サービス

- ☆ 独立行政法人 自動車事故対策機構【NASVA】

自動車事故が原因で重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった人に介護料を支給しています。

支給要件等のお問い合わせ、その他支援サービスのご案内は以下のとおりです。

- ★ お問い合わせ 仙台主管支所 ☎ 022-204-9902
(仙台市若林区卸町五丁目8番3号)

10 市の広報紙(CD版・点字版)

視覚障がい者の人に、ボランティアの協力により市の広報紙を録音したCD版や、点訳による点字版を無料で送付しています。

- ★ お問い合わせ 大崎市総務部秘書広報課 ☎ 23-5023



11 大崎市図書館の障がい者向けサービス

サービスを利用するためには、図書館の利用登録と障害者サービス利用申請書が必要となります。

- ★ 対面朗読サービス

職員やボランティアが、図書館資料を朗読します。(1回2時間以内)



(1) 対象者

大崎市に居住，通勤，通学している人で，次のいずれかの人

- ① 視覚障がいの人
- ② 学習障がいの人
- ③ 識字障がいの人
- ④ ページをめくるのが困難な身体障がいのある人など

(2) 申込

利用希望日の7日前までに電話かファクスで申し込みが必要となります。

★ 宅配サービス

図書館資料の貸し出しを郵送で行います。郵送料は図書館が負担します。

(1) 対象者

大崎市に居住し，図書館に来館できない次のいずれかの人

- ① 視覚障がい，聴覚障がい，肢体不自由で身体障害者手帳1～2級の人
- ② 内部障がい身体障害者手帳1～3級の人
- ③ 要介護認定を受けている人など

(2) 申込

電話，ファクス，図書館ウェブサイトインターネット予約 (<http://www.tosyokan.educ.osaki.miyagi.jp/Web0pac/webopac/index.do>) で申し込みが必要となります。

(3) 貸出期間

返送期間を含めて28日以内

(4) 貸出冊数

1回5点まで

★ インターネットサービス支援

サピエ図書館（視覚障がい者用インターネットサービス）から，点字図書や音声データを貸し出すことが可能です。詳細は図書館に確認してください。

★ その他

また，図書館では，朗読CDや文字の大きい大活字本，文字を読みやすくするリーディングトラッカーなどを用意しています。

★ お問い合わせ 大崎市図書館 ☎22-0002 FAX24-2220

1 2 関係団体等のご案内

各団体では、障がい者の社会参加や自立を図るため、相談対応や会員間の交流会、各種研修会及び、啓発活動等を行っています。

※活動内容や加入等の詳しい内容は、各団体に直接お問い合わせ下さい。

(1) 宮城県障がい者福祉協会

身体に障がいがある人が、相互の情報交換等で交流を図ると共に、福祉の向上と平等で明るい社会を目指し活動をしています。また、各地区での活動も行っています。

☆ 大崎市身体障がい者福祉協会

☆ 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

★ お問い合わせ ☎ 022-291-1522 (事務局)

(2) 宮城県視覚障害者福祉協会

視覚障がいに関係する問い合わせや各種相談にも応じています。

(途中で見えなくなったり、見えづらくなった人やその家族に対する相談と支援)

☆ 大崎市視覚障害者福祉協会

☆ 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

★ お問い合わせ ☎ 022-257-2022

(3) 宮城県聴覚障害者協会

聴覚障がいに関する問い合わせや各種相談にも応じています。

(聞こえや言葉などのコミュニケーションや、情報保障に関する相談と支援)

☆ 大崎ろうあ福祉会

☆ 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

★ お問い合わせ ☎ 022-293-5531

(4) 宮城県手をつなぐ育成会

知的障がいのある児(者)が、家庭・学校・施設・職場などあらゆる場で、地域の人々のご理解と支援によって、共に明るい生活ができ、社会参加・自立を願って活動しています。

☆ 大崎市手をつなぐ育成会

★ お問い合わせ ☎ 090-1494-7374 (事務局)

(5) 宮城県重症心身障害児(者)を守る会

重症心身障がい児(者)の、父母及びそれに代わるものが助け合い、福祉の増進や愛護思想の普及のための活動を行っています。

★ お問い合わせ ☎ 022-261-1050

(6) 宮城県障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、宮城県が委託を受けて運営する障害者のための職業能力開発施設です。障がいのある人に対し、職業訓練を行い、自立のお手伝いをします。

★ お問い合わせ ☎ 022-233-3124